アニマルウェルフェアと人材育成の必要性
鶏肉の世界貿易はOIE基準適合が条件に

㈱イシイ代表取締役社長　竹内正博

１．はじめに

本誌２０１４年新春特大号に「アニマルウェルフェア最新動向――２０１５年１月に実施になるカリフォルニア動物福祉州法（Ｐｒｏｐ２）の影響」と題し、連邦法案（King Amendment）の成立可能性について次のように報告した。

Ｐｒｏｐ２とはケージ内飼育家きんに関する基準で、州民発案の法令でケージ内の飼育を禁止し、違反は罰金となる。この法令は２００８年11月４日にカリフォルニア州（全米人口の11％を占める州）で行われた投票の結果、賛成63・２％、反対36・８％で可決され、２０１５年１月から適用される。２年後の２０１０年７月にケージフリーによる鶏卵生産をカリフォルニア州外業者にも義務化した。これにより、州外の鶏卵業者もカリフォルニア州に卵を出荷するためには、今後ケージフリーに切り替えるか、鶏が自由に動き回り羽を伸ばすことのできるケージに入れ替えることが求められる。同州のレイヤー飼養羽数は約１９９０万羽で全米第５位であり、州外の養鶏場は同州で消費される卵の半分を出荷している。

Ｐｒｏｐ２はKing Amendment可決で変更になる可能性があった。この連邦法案では、「ある特定の州法は他州に影響を与えない」という内容となっている。つまり、この連邦法案が可決されると、前述したカリフォルニア州法令は州外に対して無効になり、州外の養鶏場は従来型ケージ飼育の卵をカリフォルニアに出荷できることになる。ただし、米国では州外との取引商品数は百何十にも及ぶために、この連邦法案は多くの業界に大きな影響を及ぼす。キング氏はアイオア州の国会議員であり、アイオワ州は全米で最も多く採卵鶏が飼育されている州でもある。２０１３年11月22日に鶏卵生産者協会（ＵＥＰ）事務局長のグレゴリー氏にこの連邦法案成立の可能性を聞くと、次のように答えてくれた。

「King Amendment の成立可能性は40％くらいである」

結果として、King Amendmentは２０１４年のファームビルから除外されたので、実質的に成立しな

かった。Prop2は2015年1月より実施予定になっている。

2. アニマルウェルフェア専門家養成事業

アニマルウェルフェア（AW）は専門家および生産者の教育等の実行段階に入った。農林水産省は、公益社団法人畜産技術協会を事業実施主体としてAW専門家養成事業を2年計画で実施予定している。事業計画書によると、「事業目標は研修会を開催し、畜産業としてのAWの重要性の普及啓発を図るとともに、国際獣疫事務局（以下OIEとする）規約で生産システムの提示されたブロイラーについて、AW専門家を要請し、その後、養成した専門家が指導的な立場を担うことによって、生産農場等が自主的なAW飼養管理基準を設定することでAWレベルの向上を図り、目標を達成しようとするものである」とある。事業内容はブロイラーAW専門家の養成のために、基礎研修会等の開催、技術研修会教材作成、技術研修会等開催になっており、その中でもテキスト作成は重要である。テキストではOIEブロイラー輸送と処理、生産方式AW規約が主な内容となるかもしれない。

獣医学教育においても、動物行動学の教科書はあったが、2013年に「獣医倫理・動物福祉学」（写真）が獣医学と福祉学の専門書として初めて刊行された。最初のページに監修者代表は次のように述べている。「本書は、我が国の獣医学教育の共通到達目標を定める『獣医学教育モデル・コア・カリキュラム』に沿った教科書であるが、この獣医倫理・動物福祉学は、これまでほかの専門科目と異なり、各獣医大学における教育内容はまちまちで、この科目だけを対象とした専門家は国内には存在しなかった。しかしながら、獣医師がさまざまな動物を扱うことができる専門家として国民から期待されている以上、動物倫理について系統立った教育が必要であると考え、その指針となる教科書として本書が刊行されることとなった次第である」

国際標準化機構（以下ISOとする）もAW人材育成に大きな影響を与えている。ISOは2011年にOIEとAW規約実行について協力文章を締結した。つまり、ISOはOIEのAW規約実行の担保となったのである。OIE規約に基づいたAWのマネージメントに関するISO規格策定作業部会は始まっており、3年後にAW のISO規格＝ISO／TS34700（畜産物サプライチェーンのAW認証という技術仕様書）が制定予定となっている。AW規格案は2015年末に作業部会で作成予定となっているようである。

3. OIEブロイラーAW規約

ブロイラーのAW規約に関して、2005年にOIEブロイラーの輸送と処理規約、2010年にブロイラー輸送と処理規約改訂、2013年にブロイラー生産方式規約が採択された。主なOIEブロイラーAW規約概要を振り返ってみたい。

3.1. OIE規約第7章5改定

2010年度の第78回OIE総会で、2005年に採択された家畜の輸送と屠殺におけるAW規約の中で、家きんを中心に次のような改正が採択された。第7章5.2.2（家きんを食鳥処理する際に考慮すべき事項）に、「骨折及び／あるいは脱臼した鳥はシャックル（懸垂器）へ吊るす前に人道的に処分（殺す）されるべき」。第7章5.4は、食鳥処理場への搬入時の「翼折れ」の割合を2％以下とするという部分については、具体的な数値の設定には、その根拠や実態を踏まえるべきという我が国の主張を踏まえて、継続検討とされた。もう一つの第7章5.4に「一時収容場所（ホーム）で処理までの時間はできるだけ短くし、12時間を超えないようにする」となる。また、第7章5.7（スタンニングの方法（気絶させる方法））で、第7章5.7.3.b（流水桶（water

bath）を利用する鳥の電気スタンニング）に、「脚や翼を脱臼あるいは骨折している鳥はシャックルに吊るすのではなく、人道的に殺処分すべき」と「シャックルで吊るしてからスタンニングをするまでの時間は最小限にとどめる。いかなる事態でも、シャックルに吊るしてからスタンニングをするまで1分間を超えるべきでない」とあった。第7章5．7．4（ガス・スタンニング（ガスで気絶させること）（研究中））は、「家きんのガス・スタンニングは、30％の二酸化炭素に最低1分間暴露させ、その後60％の二酸化炭素に最低1分間暴露させる」とある。

ＯＩＥ連絡協議会で臨時メンバー出席した筆者は次のような意見を述べた。「骨折及び／あるいは脱臼した鳥はシャックル（懸垂器）へ吊るす前に人道的に処分（殺す）されるべきは」とあるが、イメージもよく描けない。移動に用いる出荷箱（クレート）からどのように骨折及び／あるいは脱臼した鳥を選び出して、数を数えて、人道的に殺すのだろうか。鶏をシャックルに吊るす時に、翼の損傷あるいは脱臼のモニタリングは困難である。というのは欧米では、移動に用いる出荷箱（クレート）から主に処理場に繋がる輸送コンベアーに自動機械で移された鶏が、シャックルに吊るされる。日本ではクレートから手で取り出される鶏は、主に直接にシャックルに吊るされる。クレートから輸送コンベアーへの鶏の移し替えは行われない。海外のＡＷガイドラインと比較すると、米国チキン評議会のガイドライン（２０１０年2月改正）では、「翼と足のダメージをモニターする場所は、スタンニングの前と後でも良いとしている。目標は翼の損傷あるいは脱臼は3％以下であること。5％を超えると是正措置が必要になる」。一方、ＥＵにはこうした規則は見当たらない。

日本独自の特殊性もある。例えば、特大サイズの処理が中心であり、部位ごとに精肉に処理される。流通・消費者から完全な放血を求められる。肉に血が入っていると嫌がられる。そうした理由から、補鳥と輸送ケージ詰め時発生する翼の骨折や脱臼はほとんどないと考えられる。処理場の規模によっても状態は違うので、業界団体の方で実態をつかんで欲しい。

ホームでの一時収容時間においても、ブロイラー事業は地域密着型で農場と処理場は比較的に近く、12時間が妥当かどうかわからないが、出来るだけ収容時間短縮は可能である。しかし、採卵鶏および種鶏の廃鶏が処理できる業者は全国的に少ないので、広域処理を行っていることから一時収容場所での12時間以上になっていると考えられる。処理場の規模によっても状態は違うので、業界団体の方で実態をつかんで欲しい。中小零細な事業者が多いことから規則の導入に当たっては国の施策が必要である。

具体的なスタンニング方法につては専門的すぎてよくイメージがわからない。鶏のスタンニング方法について、各処理場は工夫を実施しているが、決めてはなく苦慮している。電気あるいはガススタンニングにおいても有効なスタンニング技術の研究・開発が要望される。鶏の移動と扱い、一次収容と同様に、個々の処理場が対応するとなるとラインの整備や装置の導入、作業手順の変更、また放血問題などにより、厳しい経営環境の中、新たな負担となり、処理場にとって経営は益々厳しくなると推測される。中小零細な事業者が多いことから規則の導入に当たっては国の施策が必要である。

3．2．ＯＩＥ家畜生産方式のＡＷ一般原則

２０１１年12月7日に開催された平成23年度第3回ＯＩＥ連絡協議会の参加メンバーは、第7章1として追加された「家畜生産方式におけるＡＷに関する一般原則」について意見交換を行った。畜産生産におけるＡＷの原則に「遺伝的選抜は、動物の健康とＡＷを促進すべきであり、遺伝的に環境に適した動物品種が導入されるべきである」という項目が加えられた。ブロイラーでは跛行の原因と関連して、ブロイラーの育種改良が必要になるかもしれない。つまり鶏の体重が急激に増加しない方向で遺伝的選抜（育種改良）が行われるようになれば、育種改良の転機になるかもしれないと考察する。

3．3．ＯＩＥ規約第7章10

２０１３年に第81回ＯＩＥ総会で第7章10のＡＷに関するブロイラー生産方式規約にすべきとの記載につ

いて「検討中」を付した上で採択された。

筆者は2010年に開催されたOIE連絡協議会に臨時メンバーとして参加した。新設のOIE規約は、AW指標（測定項目）と勧告からなる。OIE加盟各国が使用する世界共通の基準として適切か（特に日本における実行可能性）との課題に対して、次の意見のように意見を述べた。二次案（2010年9月）に特に追加あるいは削除すべき事項はない。健康な鶏を飼育し、出荷することは、品質の良い鶏肉を消費者の皆様にお届けする第一歩であり、そうした観点から今回のOIEの示された各条項については生産現場において尊重されるべきである。飼養管理に関する新しい章は生産現場で守らなければならない基本的なことであり、ブロイラー業界はOIE指標と勧告を議論していけば良い。過去にOIEの動きに対して、2008年7月18日に農林水産省は社団法人畜産技術協会を実施主体として「アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会ブロイラー分科会」をスタートし、2010年3月にブロイラー飼養管理指針を公表した。社団法人日本食鳥協会がブロイラー飼養管理実態アンケート調査を、独立行政法人家畜改良センターがブロイラー飼養管理指針の試行試験を実施した。この日本の「アニマルウェルフェアの考えに対応したブロイラー飼養管理指針」は、OIE規約第7章のほぼ全部をカバーしている。

「優良種の選抜にあたっては、生産性だけでなく、福祉や健康実態も考慮すべきである」との記述について、米国が修正を提案する意向を表明する一方、EUは自らの意見が反映された記述であることからこれを変更しないよう主張した結果、この部分は引き続き検討することとして「検討中」を付した上で、基準案が承認された。ここに、2009年に一次案の公表後4年目に、ブロイラー生産方式のAW規約が採択された。

4. 最後に

AW教育について、大学で獣医学教育と業界でAW専門家育成が始まろうとしている。(1)アニマルウェルフェアは(2)アニマルヘルスと同等に重要になってきたのである。(1)は鶏の福祉を考慮した飼育、結果として病気の予防と食の安全につながり、一方、(2)は動物衛生および獣医公衆衛生として、動物の病気予防と治療を対象に食の安全に貢献してきた。

貿易推進派のISOがOIEのAW規約実行の担保となっている。近い将来、鶏肉の世界貿易はAWのISO規格合格が条件となってくると思われる。鶏肉輸出は日本鶏肉業界の長年の願いである。現在、鶏足（もみじ）は中国などに輸出されているが、将来、その他の鶏肉部位が中国やその他の国（例えば米国）にも輸出されるかもしれない。その場合にAWは避けて通ることができない分野となってくる。